

「さがえ春花まつり」広告物印刷業務委託仕様書

1 業務名

「寒河江春花まつり」広告物印刷業務

2 目的

本業務は、4月から5月に見ごろとなる市内の桜・つつじをPRする「さがえ春花まつり」の広告物（ポスターとチラシ）を制作することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 広告物の形式・デザイン

・ポスター

- (1) サイズ B2版縦
- (2) 枚数 250枚
- (3) 指定紙 コート紙135キログラム相当
- (4) 刷色 カラー（4色）
- (5) デザイン 文字、イラスト、写真等

・チラシ

- (1) サイズ A4版縦両面
- (2) 枚数 7,000枚
- (3) 指定紙 マットコート62.5キログラム相当
- (4) 刷色 カラー（4色）
- (5) デザイン 文字、イラスト、写真等

5 業務内容

- (1) 「さがえ春花まつり」のポスター及びチラシのデザイン作成及び印刷。
 - ・寒河江公園をイメージさせるものであること。
 - ・写真、イラスト（絵画）どちらも可とする。
 - ・必ず「さがえ春花まつり」「山形県寒河江市」「寒河江公園」「さくらの丘」「つつじ園」という文言を記載すること。
 - ・別紙「寒河江市ポスター制作に係る統一規格」を遵守すること。
 - ・チラシのデザインは契約締結後に作成するものとし、表面はポスターのデザインをベース、裏面は委託者と協議の上、内容を決定する。

(2) ポスター及びチラシの納品、電子データの提出

①校了後に発注時に指定した制作枚数を印刷し納品する。

納期については委託者と協議のうえ決定する。

・納入先

寒河江市さくらんぼ観光課観光振興係

〒991-8601 山形県寒河江市中央一丁目 9 番 45 号

②受託者は、以下のデータを作成し電子媒体で納品する。

・JPG データ、PDF データ、Adobe Illustrator データ

③委託者は提出された電子データを、広報活動（寒河江市ホームページへの掲載等）において二次利用することができるものとする。

6 留意事項

本業務により作製された成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、委託者に帰属するものとする。

7 その他

受託者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、必ず委託者と協議すること。また、実施に支障をきたす事象が見られる場合は、両者協議の上事業内容を変更するものとする。